

松崎小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

しかし、いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりえることから、本校においては、「三豊市いじめ防止基本方針」を受け、ここに定める基本方針に従って、いじめへの対応を次の視点から積極的に取り組むこととする。

①「いじめは絶対に許されない」 ②「いじめは卑怯な行為である」 ③「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という認識のもと、校内からいじめをなくす。

1 いじめとは（定義）（いじめ防止対策推進法 第2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条）

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者、その他の関係者により構成する。

3 いじめの問題への対応

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。

4 いじめの防止等に向けた基本的な方針

(1) いじめの未然防止

- 児童が、安心して学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに努める。
そのために、
 - ・ 「いじめは決して許されない」ことを全ての児童に理解させる
 - ・ お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う
 - ・ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む
 - ・ 全ての児童が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進めるこれらを通して、全校児童がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努める。
- 関係者一体の継続的な取組を進めるために、地域、家庭と一体となった取組を推進するための普及啓発を行う。

(2) いじめの早期発見

- 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化を見逃さないように努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換により情報を共有する。
そのために、いじめへの迅速な対処の前提として、
 - ・ 全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める
 - ・ ささいな兆候でも、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から的確に関わる
 - ・ いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知するまた、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等
 - ・ 児童がいじめを訴えやすい体制を整備
 - ・ 地域、家庭との連携
- 以上のような対応に、全教職員で取り組む。

(3) いじめへの早期対応

- いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。そして、教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て対応する。
具体的には、次の点に留意して対応する。
 - ・ 学校はいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する
 - ・ いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切な指導をする
 - ・ 組織的な対応をする
 - ・ 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携する
- 教職員については、次のような対応を進める。
 - ・ 普段から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく
 - ・ 学校における組織的な対応を可能とするような体制の整備をする

(4) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した場合は、速やかに三豊市教育委員会に報告し、その事態に対処するとともに、再発防止に努める。

(5) 教職員の指導力の向上

- すべての教職員のいじめへの対応に係る指導力向上を図るため、校内研修を行う。児童のわずかな変化を敏感に察知できるように、様々ないじめのケースについての研修を積極的に行う。

(6) 地域や家庭との連携について

- 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すように努める。
 - ・ 学校関係者と地域、家庭との連携を図る例えば
PTA や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設ける
- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるような工夫に努める。
 - ・ 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する

(7) 関係機関との連携について

- 警察、児童相談所、医療機関、法務局等との適切な連携を図る。
 - ・ 普段から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築する例えば
教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る
法務局など、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知する

5 いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「松崎小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。構成員は、以下の「いじめ防止対応マニュアル」において示す通りである。

6 いじめ防止対応マニュアル

【未然防止のために】

- (1) 道徳教育及び体験活動を通して、いじめ防止、人間の在り方に関する根源的な理解を深めながら、生命尊重を重視した学習を進める。
- (2) 「いじめゼロ月間」等を捉えて、児童がいじめを自分たちの問題と考え、主体的にいじめ防止等に取り組むよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努める。
- (3) インターネット等を通じて行われるいじめを防止するため、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用について保護者啓発を行う。
- (4) いじめ防止に向けて、PTAや地域の人と連携しながら、いじめ防止の取組を推進する。

《 具体的な方法 》

- 観察・・・担任、担任以外の教職員、日記等表現物の記載内容
- アンケート調査・・・定期的な調査（月1回）→ 管理職へ報告
- 情報収集・・・保護者、地域の方、職員会での情報交換
- いじめ防止対策委員会 I（全教職員）・・・職員会等での児童の情報交換（月1回以上）

【早期発見のために】

- (1) すべての教職員が、児童の示す変化を見逃さないように努める。
- (2) 児童がいじめを訴えやすい体制を整えるために、生活ノート等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努める。
- (3) いじめの実態を把握するため、定期的なアンケート調査を実施する。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また、選択式と記述式のそれぞれの特長を生かし、組み合わせて実施する。
- (4) 児童の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口の周知を行い、スクールカウンセラー等の専門家や教職員による教育相談を実施する。

【いじめ発生時の対応】

(1) いじめを認知したときの対応

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- いじめを認知した教職員は、一人で抱え込まず、情報を提供する。
- 速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、事実関係を確認する。
- 事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめられた児童またはその保護者への支援

- いじめられた児童から、事実関係の聞き取りを行う。
- 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝える。
- いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連絡して、いじめられた児童に寄り添い支える体制を作る。
- 状況に応じて、スクールカウンセラーなどの協力を得る。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ、必要な支援を行う。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- いじめたとされる児童から、事実関係の聞き取りを行う。
- 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに留意して対応を行う。
- いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発防止に関する指導を行う。
- いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導する。
- 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行う。
- いじめる児童に対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対処する。

(4) 学級全体への指導

- 学級指導などを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として考えるよう指導する。
- すべての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める。

以上について、大まかな流れとして、以下のように行う。

- ① 情報収集・・・正確な事実確認（本人、相手、傍観者、保護者 など）
- ② 対応協議・・・いじめ防止対策委員会Ⅱの開催
〔 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、該当児童の担任、養護教諭、SC など 〕
- ③ 個別対応・・・学級担任、教頭が中心となって
- ④ 家庭訪問・・・保護者対応
- ⑤ 対応協議・・・いじめ防止対策委員会Ⅱの開催
- ⑥ 市教委連絡・・・校長
- ⑦ 児童のケア・・・全教職員、外部関係機関

↓

【事後の対応】

- いじめ防止対策委員会Ⅰ・・・全職員が共通理解して対応
- 該当児童以外の全児童への対応・・・SCの要請、養護教諭を中心とした心のケア
- 市教委の指導・・・人的、物的対応についての指導・支援

7 重大事態への対応

(1) 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した場合は、速やかに三豊市教育委員会への報告する。

(2) 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「松崎小学校いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

8 教職員の指導力の向上

いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図る。

9 その他

この基本方針は、実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
児童会が中心となって、松崎小学校「いじめゼロ宣言」を行う。